

旅 費 規 程

(目的)

第1条 この規程は、会員が用務のため旅行するときに支給する旅費に関し、必要な基準を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 会員が旅行した場合には、会員に対し旅費を支給する。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法で計算する。ただし、やむを得ないと認められる場合は、実際に利用した経路及び方法によって計算する。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

- 2 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃は、路程に応じ旅客運賃又は実費額により支給する。ただし、県内の旅行については一律2,000円、同一市町内の旅行については一律1,000円を支給する。
- 3 日当は、旅行の日数に応じ1日当たり2,000円を支給する。ただし、県内の旅行については支給しない。
- 4 宿泊料は、1泊朝食付で7,000円を上限とする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、実費額を支給する。

(私有車の使用)

第5条 用務の能率的遂行のため必要と認められる場合は、私有車を使用することができる。

- 2 私有車を使用して旅行する場合は、1キロメートル当たり24円を支給する。ただし、県内の旅行については第4条第2項ただし書に規定する額を支給する。
- 3 必要に応じ、有料道路通行料、駐車場利用料等の実費額を支給する。
- 4 私有車の使用中に第三者に損害を与えた場合は、当該会員の責任において賠償するものとする。
- 5 私有車に同乗する会員の旅費については、第4条第2項ただし書に規定する額を支給する。

(旅費の調整)

第6条 他の機関等から旅費が支給される場合は、この規程により算定した額から当該支給額を差し引いた額を支給する。

附 則

この規程は、平成24年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 3月 2日から施行する。